

## 伊勢原市商店街共同施設補助金交付要綱

伊勢原市商店街共同施設補助金交付要綱（昭和63年伊勢原市告示第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、商業の振興を図るため、商店街団体が実施する施設の新設等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において「商店街団体」とは、中小商業者が地域的に組織した団体をいう。

（補助の対象）

第3条 この要綱において補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、商店街団体が次に掲げる施設を新設、改修又は撤去する事業とする。

(1) 環境整備施設 街路灯、アーチ、アーケード、カラー舗装、休憩施設、無料駐車場

(2) 顧客誘致施設 シンボルタワー、彫刻、噴水

(3) 広告効果施設 広告塔、案内板

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が商店街共同施設として認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、補助の対象としない。

(1) 過去5年以内において当該補助金の補助対象となった施設の代替であると認められるもの

(2) 道路改修等により、その補償費で建替え又は移設する施設

(3) 道路法、建築基準法、その他関係法令に抵触する施設

3 この要綱に定める補助事業費は、第1項に規定する事業を当該年度内に実施するために要する経費（既存施設の撤去及び処分に要する経費を含む。）の合計額とする。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

(1) 土地の購入に要する経費

(2) 施設の維持管理に要する経費

(3) 各種許認可の申請に要する経費

(4) その他市長が適当でないと認めた経費

（補助率等）

第4条 前条第1項に定める施設を新設（建替え及び移設を含む。）、改修又は撤去する事業費に対する補助率は次のとおりとし、補助金の額は1,500万円を限度とする。

(1) 新設 40パーセント以内

(2) 改修 50パーセント以内

(3) 撤去 40パーセント以内

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、補助率を70パーセントを上限として引き上げることができる。

(交付の要望)

第5条 補助金の交付を要望しようとするものは、伊勢原市商店街共同施設補助金交付要望書(第1号様式)を、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。

(内定通知)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の要望があったときは、団体の活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後、その旨を伊勢原市商店街共同施設補助金内定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、伊勢原市商店街共同施設補助金交付申請書(第3号様式)に次に該当する書類を添付して、工事着手予定日の1か月前までに市長に提出しなければならない。

(1) 会員名簿

(2) 当該商店街団体が施設の新設、改修又は撤去を議決した総会の事業計画書及び予算書の写し

(3) 施工計画書及び配置図

(4) 見積書の写し

(5) 工事着手前の写真

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市商店街共同施設補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後計画を変更し、又は中止しようとするときは、伊勢原市商店街共同施設変更(中止)承認申請書(第5号様式)に変更の内容及び理由又は中止の理由を記載した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(変更交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市商店街共同施設補助金変更交付決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(着手届)

第11条 補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、伊勢原市商店街共同施設設置工事着手届(第7号様式)に次の書類を添えて、工事着手予定日の7日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 実施設計図
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 工程表
- (4) 道路占用許可書の写し(民地の場合は地主の承諾書の写し)
- (5) 建築確認通知書の写し(法令等により、建築確認通知書等の許認可等を必要とする場合)
- (6) その他市長が必要と認める書類  
(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、伊勢原市商店街共同施設設置報告書(第8号様式)に次の書類を添付して、工事完了日から20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 精算設計図(実施設計図と同じ場合は省略する。)
- (2) 工事完成写真
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の交付)

第13条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市商店街共同施設補助金交付請求書(第9号様式)に伊勢原市商店街共同施設補助金交付決定通知書又は伊勢原市商店街共同施設補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第14条 補助事業者は、第3条に規定する施設の完成した日から5年間に次に掲げる事由により、その施設を処分しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 施設を廃止又は休止するとき。
- (2) 施設を貸与し、譲渡し、交換し、又は担保に供するとき。
- (3) 施設を目的以外に使用するとき。

(届出事項)

第15条 補助事業者は、前条に規定する期間内に次の各号のいずれかに該当するときは、文書をもってその旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 事務所を移転し、又は商店街団体の名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 商店街団体が合併又は解散したとき。

(3) 補助の対象となった施設が使用できなくなったとき。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第5条の規定は、平成19年度補助金交付要望分から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する

附 則 (令和3年7月15日告示第190号)

この告示は、公表の日から施行する

附 則 (令和3年9月30日告示第231号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の伊勢原市商店街共同施設補助金交付要綱の規定は、令和4年度以降の補助金について適用し、令和3年度分までの補助金については、なお従前の例による。

第1号様式（第5条関係）

<p>年度伊勢原市商店街共同施設補助金交付要望書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>伊勢原市長 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 団体名 代表者名 電話番号</p> <p>伊勢原市商店街共同施設設置に係る補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり要望します。</p>						
1 事業の名称						
2 目的及び内容並びに期待される効果						
3 着手及び完了の予定月日	着手予定月日 :                   年 月 日 完了予定月日 :                   年 月 日					
4 補助金交付要望額	円					
上記内訳	施設	数量	区分	事業費(円)	補助率(%)	補助金(円)
			新設・改修・撤去			
			新設・改修・撤去			
			新設・改修・撤去			
			新設・改修・撤去			
			新設・改修・撤去			
5 添付書類	(1) 事業計画案 (2) 収支予算案 (3)					
6 特記事項						

第2号様式（第6条関係）

年度伊勢原市商店街共同施設補助金内定通知書

年 月 日

所在地  
団体名  
代表者名

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで要望のありました伊勢原市商店街共同施設補助金の交付については、次のとおり交付する予定です。

1 事業の名称						
2 補助金交付予定額		円				
上記内訳	施設	数量	区分	事業費(円)	補助率(%)	補助金(円)
			新設・改修・撤去			
			新設・改修・撤去			
			新設・改修・撤去			
			新設・改修・撤去			
3 特記事項						

第3号様式（第7条関係）

<p>年度伊勢原市商店街共同施設補助金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>伊勢原市長 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 団体名 代表者名 電話番号</p> <p>伊勢原市商店街共同施設設置に係る補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請いたします。</p>						
1 事業の名称						
2 目的及び内容並びに期待される効果						
3 着手及び完了予定年月日		着手予定年月日 :           年 月 日 完了予定年月日 :           年 月 日				
4 補助金交付申請額		円				
上記内訳	施設	数量	区分	事業費(円)	補助率(%)	補助金(円)
			新設・改修・撤去			
			新設・改修・撤去			
			新設・改修・撤去			
			新設・改修・撤去			
5 添付書類		(1) 会員名簿 (2) 施設の新設、改修又は撤去を議決した総会の事業計画書及び予算書の写し (3) 施工計画書及び配置図 (4) 見積書の写し (5) 工事着手前の写真 (6)				

6 収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
市 補 助 金		
県 補 助 金		
自 己 資 金		
借 入 金		
寄 付 金		
合 計		

(支出の部)

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
合 計		

第4号様式（第8条関係）

<p>年度伊勢原市商店街共同施設補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">伊勢原市指令（ ）第 号 年 月 日</p> <p>所在地 団体名 代表者名</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">伊勢原市長 印</p> <p>年 月 日付けで申請のありました伊勢原市商店街共同施設補助金については、次のとおり決定しましたので通知します。</p>	
1 事業の名称	
2 補助金交付決定額	円
3 交付条件	<p>1 次の各号に該当するときは、この指令の全部又は一部を取り消すとともに、すでに交付した補助金について、その全部又は一部を返還していただきます。</p> <p>(1) この補助金を目的以外に使用したとき。</p> <p>(2) 不正な方法により補助金の交付を受けたとき。</p>
4 指示事項	<p>1 補助金交付請求に必要な書類を受理した後、速やかに交付する。</p>

第5号様式（第9条関係）

年度伊勢原市商店街共同施設変更（中止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地  
 団体名  
 代表者名  
 電話番号

年 月 日付け伊勢原市指令（ ）第 号をもって交付決定を受けた伊勢原市商店街共同施設補助金に係る事業を次のとおり変更（中止）したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称		
2 変更 （中止） の 内容	事業の内容	
	（変更前）	
	（変更後）	
3 変更（中止） の理由		
4 添付書類		(1) (2)

5 経費の配分

(収入の部)

(単位：円)

区 分	変更前 (A)	変更後 (B)	差引 (A-B)	備 考
市 補 助 金				
県 補 助 金				
自 己 資 金				
借 入 金				
寄 付 金				
合 計				

(支出の部)

(単位：円)

区 分	変更前 (A)	変更後 (B)	差引 (A-B)	備 考
合 計				

第6号様式（第10条関係）

年度伊勢原市商店街共同施設補助金変更交付決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号  
年 月 日

所在地  
団体名  
代表者名 様

伊勢原市長 印

年 月 日付けで提出されました伊勢原市商店街共同施設変更（中止）申請書の  
内容を審査しました結果、補助金の交付額を次のとおり変更しますので通知します。

1 事業の名称	
2 補助金交付額	(当初) 円 (変更後) 円

変更の理由

第7号様式（第11条関係）

<p>年度伊勢原市商店街共同施設設置工事着手届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>伊勢原市長 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 団体名 代表者名 電話番号</p> <p>年 月 日付け伊勢原市指令（ ）第 号をもって交付決定を受けた伊勢原市商店街共同施設補助金に係る工事に着手しますので、関係書類を添えて届出します。</p>	
1 事業の名称	
2 総事業費	円
3 補助金額	円
4 工事契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 工事着手年月日	年 月 日
6 工事完成予定年月日	年 月 日
7 添付書類	<p>(1) 実施設計図</p> <p>(2) 工事請負契約書の写し</p> <p>(3) 工程表</p> <p>(4) 道路占用許可書の写し（民地の場合は地主の承諾書の写し）</p> <p>(5) 建築確認通知書の写し（法令等により、建築確認通知書等の許認可等を必要とする場合）</p> <p>(6)</p>

第8号様式（第12条関係）

年度伊勢原市商店街共同施設設置報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地  
団体名  
代表者名  
電話番号

年 月 日付け伊勢原市指令（ ）第 号をもって交付決定を受けた伊勢原市商店街共同施設補助金に係る事業実績について、次のとおり報告いたします。

1 事業の名称				
2 総事業費	円			
3 補助金額	円			
4 着手及び完了 年 月 日	着手年月日 : 年 月 日 完了年月日 : 年 月 日			
5 事業実績	施設名	計画規模	完成規模	工事期間
6 添付書類	(1) 精算設計図（実施設計図と同じ場合は省略する。） (2) 工事完成写真 (3)			

## 7 事業実施効果

### (1) 事業目的の達成度

①事業の目的

②達成度

### (2) 事業実施の効果

①期待した効果

②実際の効果

8 収支決算書

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
県 補 助 金				
市 補 助 金				
自 己 資 金				
借 入 金				
寄 付 金				
合 計				

(支出の部)

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
合 計				

第9号様式（第13条関係）

年度伊勢原市商店街共同施設補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

電話番号

年 月 日付け伊勢原市指令（ ）第 号をもって交付決定を受けた伊勢原市商店街共同施設補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

補助金交付請求額

円

添付書類

- 伊勢原市商店街活性化事業補助金交付決定通知書の写し
  - 伊勢原市商店街活性化事業補助金変更交付決定通知書の写し
- (注) 上記のいずれかにレ印をつけてください。

振込先

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

口座の種類 普通・当座 口座番号 \_\_\_\_\_

(カタカナで記入)  
口座名義人 \_\_\_\_\_